

告 示

埼玉県告示第三百五十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和七年五月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 許可番号

第二〇二三―一三―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字今泉字大口三百三番一外七十七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四千百九十八・九二立方メートル